

令和 7 年 3 月 1 日

事業主 殿

日光労働基準協会長

「製造業における職長等能力向上教育」開催について

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務に就くこととなった 職長に対し、安全衛生についての教育を行うことが義務付けられていますが、それに加え、技術革新等の社会経済情勢の変化、事業場における職場環境の変化等に対応するため、事業者は職長に対し、おおむね 5 年ごとに、労働安全衛生法第 19 条の 2 に規定された能力向上教育に準じた教育を行わなければならないことになっています。

そして製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育(「職長等能力向上教育」という)は、令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省通達により詳細が定められています。

当協会では、製造業における「職長等能力向上教育」を下記のように開催することにしておりますので、対象となる職長がおられましたら受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 受付：午前 8 時 45 から
講習：午前 9 時 00 分～午後 16 時 50 分
2. 場 所 日光市日光公民館・視聴覚室 (日光市御幸町 4-1 TEL0288-53-3700)
3. 受講料 会 員 11,000 円 ・ 非会員 13,000 円 (テキスト代・税込)
4. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入の上、メール又は FAX でお申込み下さい。
受付後、受講票を発行します。(受講料を添えての持参も可)
(Mail ima.3062@proof.ocn.ne.jp ・ FAX 0288-21-4047)
5. 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市 306-2 TEL 0288-21-2047)
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 119490 日光労働基準協会
6. 定員・締切日 20 名定員 令和 7 年 5 月 2 日(金) 締切り
※ 催行人員に満たない場合は中止となることもございます。ご了承下さい。
7. その他 ①全教育を受講した方には、修了証を発行します。
②受講票・筆記用具、昼食及び飲料水等は各自ご準備下さい。
③締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねます。

製造業における職長の能力向上教育受講申込書<兼 受講者台帳>
(令和7年5月16日)

日光労働基準協会が開催する「職長の能力向上教育」に、下記の者を受講させたく
申し込みいたします。 ※協会記入欄

※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒
		フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒
		フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため、誤りのないようフリガナまで記入して下さい
※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

事業所所在地 〒 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

TEL _____ FAX _____

e-mail _____

※ 会員
 非会員

申込みFAX番号 : 0288-21-4047